

第12回 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 議事要旨

日時 平成28年10月12日(水) 午後7時～9時

会場 武蔵野商工会館 第1・2会議室

出席者 諸橋委員長、千田副委員長、小山田委員、栗原委員、小林委員、高木委員、中山委員、向井委員

傍聴者 1名

議題

1 委員長挨拶

2 議題

(1) 第11回委員会議事録の確認

(2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)骨子案の検討について

(3) その他

■議題(1) 第11回委員会議事録の確認

資料1 議事録に基づき事務局が説明。一質疑なく了承。

■議題(2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)骨子案の検討について

【委員長】

・それでは、第12回目の武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会を開催する。早速、資料の確認に入るので、事務局より説明を求める。

【事務局】 前回からの修正点について説明

【委員】

・前文の2段落目で、「総合的かつ計画的に施策を進めてきました」の後に、「地域の様々な課題解決に向け努めているところです」と、つながりが不自然なので、ここを「総合的かつ計画的に地域の様々な課題解決に向け努めているところです」とつなげてよいのではないかと。

【委員】

・同じところで、「総合的かつ計画的に施策を進めてきており、地域の様々な課題解決に向け努めているところです」としてはいかがかと。

【委員長】

・そのほうがすっきりはするかもしれない。施策を進めるというところは必要か。

【委員】

・あったほうがいい。

【副委員長】

・懇談会が設置され、男女共同参画計画を策定し、というのは男女関係の感じがするが、地域の様々な課題解決というのはいかがかと。策定しているものが小さい印象になる。

【委員】

・確かに何か取ってつけた感じがする。「総合的かつ計画的に施策を進めているところです」で切ってもいいのかもしれない。そうすれば、下にもつながってくる。

【委員長】

・それでは、「進めているところです」でいかがかと。

<異議なしの声あり>

【委員長】

・では、そのようにしよう。

【委員】

・平和に関する一文の「一人ひとりの命と人権～」と、次の市民自治の一文の「一人ひとりを大切にしたい自治～」と、似た言葉がかぶっている。どちらかを、重ならないように調整したほうがよいのではないかと。

【副委員長】

- ・「一人ひとりの命と人権」の「一人ひとり」を削除して、「命と人権」としてもよいのではないか。

【委員】

- ・「命と人権」と言えば一人ひとりというのは当たり前であるから。

【委員長】

- ・命と人権のみとし、下段はそのまま生かすことにしよう。「一人ひとりを大切にしたい自治と連携」については、市がやはり一人ひとりを大切にしている姿勢はあったほうがよい。
- ・4段落目の「その中では」の文言が少々ひっかかる。ほかにより言葉はないか。

【委員】

- ・「なかでも」ではないか。

【委員】

- ・それでよいのではないか。

【委員】

- ・「なかでも」というのは、市民活動のなかでもという意味でよいか。

【委員】

- ・そうだ。

【委員】

- ・自治と連携のまちづくりを推進してきたのは、市ではないのか。

【委員】

- ・本質的には市民と市の両方で進めてきた現実がある。

【委員】

- ・だとすると、「なかでも」は市民活動の中なので、そのような流れになる文が前にあったほうがよいはずである。

【副委員長】

- ・受け身の言い方にすれば、主語が要らなくなる。

【委員長】

- ・自治と連携とともに「市と市民が」が本来は主語になるか。

【副委員長】

- ・主語がないとなると少し外れるが、第1段落にも「なかでも」とあるが、「男女共同参画社会基本法では、実現を位置づけています」という表現が気になる。「実現が位置づけられています」なのではないか。

【委員長】

- ・そのほうがよい。

【委員】

- ・それから、1段目の「では」より、「においては」のほうがよいと考える。

【委員長】

- ・「においては、～が位置づけられています」とする。

【委員】

- ・3段落目の「武蔵野の地には」のほうも、「努めてきています」と能動的な感じできているが、主語がない。努めてきているのは市ではないのか。

【委員長】

- ・そう。「本市においては、」と、ここに読点があったほうがよいか。

【委員】

- ・あったほうがよい。

【委員長】

- ・「おいては」で読点があれば、主語がはっきり見えてくる。「本市においては、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴えることを大切にするとともに～、」。

【副委員長】

- ・「努められてきました」のほうがよい気がするが。

【委員】

- ・場所的な意味での「においては」とすると、やはり「誰が」と主語が必要になるのかもしれないが、「本市においては、努めてきています」でも、よいのではないか。全体的に主語が、場所なのか、主体なのか、曖昧になり少しぼやかした感じにはなるが。

【委員】

- ・主語を入れると、やはり、市と市民が一緒になってということになるだろう。

【委員長】

- ・そうすると少々うるさい感じがする。それから、「担ってきた経緯があります」でおかしくはないか。

【委員】

- ・前の文章が「ました」で閉じているので、「あります」のほうが、バランス的にはよい。

【委員長】

- ・それを受けて、事務局のほうで、「政策や方針決定過程へ参画する機会が多いとはいいがたく」とつけ加えた。これについてはいかがか。

【委員】

- ・これは確かにに大事なことだが、「今なお」の次には、比較的、固定的な役割分担意識など、抽象的な言葉が入っている。その前に、とても具体的な文言が入ってくると、バランスがあまりよくない。おそらく、固定的な役割分担意識や社会慣行の結果として、まだ女性が政策の方針決定過程に十分な参画ができてはいないのではないか。抽象化したものの結果のあとに、具体化する順番にしたほうがよいと考える。

【委員】

- ・やはり、「しかしながら」の次は、「今なお」としたほうが、流れとしては格調高くなる。

【委員長】

- ・もし入れるのであれば、これらと並列的に、「政策や方針決定過程への参画の機会の少なさ」を入れるか。

【委員】

- ・そのほうがよい。

【副委員長】

- ・そこの段落は少し不思議な文章のような気がする。様々な役割分担や暴力などがあって、社会のグローバル化のようなものを背景にして、活力ある社会の構築を阻害する要因になりうるのだが、問題解決の場合が、突然「あらゆる場における教育や学習」となっている。ここが特色だとは思うのだが。

【委員長】

- ・教育だけではないということか。

【副委員長】

- ・いろいろなものを列挙した結論が、学習や教育が重要というのは違和感がある。もちろん、それも大事だが、それだけになってしまうというのはいかがか。

【委員長】

- ・この条例は網羅的であり、最後に「よって、ここに」で締めるためには、もっと他にも重要なことがあると言わなければならないか。

【委員】

- ・経緯としては、教育の果たす役割が本文にはあまり入らないので、前文に入れたのだと思う。

【委員長】

- ・そのとおりで、復活させた経緯がある。

【委員】

- ・もし本文に入れるのであれば、ここに残すことにそれほど大きな意味はないかもしれない。「阻

害の要因になります。だから、この条例をつくります」としたほうがいいのかもわからない。

【委員長】

- ・確かにすっきりはするが、教育に関することはなるべく残そうということで推移してきた。課題解決のためには、学習や教育の役割だけではないし、かといって、政策や方針決定過程への参画だけでもない。

【副委員長】

- ・いろいろなものが必要である。

【委員】

- ・そうであれば、「課題解決のためには」の後に、「様々な取り組みが必要であり、特に、あらゆる場における教育や学習の果たす役割が重要である」としてはどうか。様々な取り組みが必要であるということは当然だが、ここでは特に学びを強調することを残すような形ではいかがか。

【委員】

- ・教育、学習の話は基本理念の8つの柱の一つでもあるので、もし入れるのであれば、「教育をはじめとする」として、教育・学習だけに集約されないような形にしてはどうか。教育・学習はとても大事であり、確かに当初は、基本理念に入らないので、前文に入れようということがあったわけだが、あえて書いてしまうことでスケールを小さくしてしまっている。それでも言葉としてここに入れたいとしたら、「教育、学習をはじめとする様々な役割を」など、それだけではないというようなニュアンスを出せばよいのではないか。

【委員長】

- ・膨らませるかどうか。ここは残したくはあるけれども、生かすとすれば、ほかにもあるというニュアンスを出すか。

【副委員長】

- ・「教育や学習、何、何など」のような感じにしていくかだ。格差や課題のところに入れるか、課題を解決するところに入れるか。

【委員長】

- ・課題のほうであろう。

【副委員長】

- ・課題解決のためには、ワークライフバランスやリプロなど様々なものも重要である。

【委員長】

- ・8つの基本理念にでてくるものを重要なものとしてここに入れるか。

【副委員長】

- ・当初は、地域の活動や交流などの市民同士のつながりが必要で、次に、対等にまちづくりに参加して、そして教育が重要だというような構図であった。その中で教育だけが残ってしまったので、教育や学習のみが際立った印象を受けてしまう。

【委員長】

- ・多様なものを解決するために、この条例をつくるわけである。

【委員】

- ・そのとおりである。条例を読めば、何に重点的に取り組むのかがわかるので、前文における教育・学習の記述は要らないのではないかなという気がする。書くならもっとたくさん書かねばならないが、前文にそのようなボリュームを出すのもいかがかと考える。

【委員】

- ・ここに書かなくても、教育や学習をないがしろにしたとは感じないのではないか。

【委員長】

- ・理念に入っているということによろしいか。

【委員】

- ・「課題解決のためには、様々な取り組みが必要です」として、その取り組みというのは以下の条例をつくることによって解決します、具体化しますということによいのではないか。教育のことは、基本理念の中で詳しい記述をしているわけである。

【委員長】

- ・「課題解決のためには、様々な取り組みが必要です」とし、「よって、ここに」で締める。

【委員】

- ・それらを実現するためにこの条例を制定する。

【委員長】

- ・そのような流れでどうか。

【副委員長】

- ・論理的にも流れる。

【委員】

- ・最後の段落のところで、男女平等社会についていろいろな意味合いを入れているが、それと同じ意味合いが前段の部分にもあるので、もう少し削れないか。ほとんど定義をなぞっているようである。

【委員長】

- ・「それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会」のところか。

【委員】

- ・「尊重する社会」というのは、要するに男女平等社会であり定義と同じである。「一人ひとりが互いに人権を尊重し、生き生きと暮らし続ける」というのも、要するに男女平等社会のことである。

【委員】

- ・確かにそうだ。

【副委員長】

- ・最後の段落のところで、「互いの違い」とあるが、性別等としているので、「互いの」ではないほうがよい。「一人ひとりの」ではどうか。

【委員】

- ・例えば、「それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する男女平等社会の実現を目指して」としてはどうか。次世代につなぐという表現は必要か。

【委員】

- ・条例はそのためにつくるのではないのか。

【委員】

- ・現状を変えるためにつくるので、つなぐためではないと考える。

【委員長】

- ・課題解決のためである。

【委員】

- ・課題解決のための条例だからこそ、やはり次世代につながなければ意味がないのではないか。

【委員】

- ・現状はここが不十分な社会であるということを前提にしてつくっているわけである。

【副委員長】

- ・「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し生き生きと暮らし続ける」というところと、「互いの違いや多様な生き方を尊重する社会」が重なっている。

【委員】

- ・「市民一人ひとり」から「続けられる」まで削除してはどうか。

【委員長】

- ・上段のほうで活かしているので削除してもよいか。

【委員】

- ・「人権を尊重し」ということはもう十分言っているわけである。

【委員長】

- ・「一人ひとりの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、男女平等社会の実

現を目指して制定します。」でどうだろう。

【副委員長】

- ・よいのではないか。

【委員長】

- ・「よって、ここに、これらの課題を解決するために」でつなぐか。

【委員】

- ・課題を解決すると、結果的に男女平等社会が実現するというのではないのか。

【委員長】

- ・そのとおりである。

【副委員長】

- ・むしろ、「これらの課題を解決し、男女平等社会の」とするか。

【委員】

- ・これらの課題が大分離した箇所になってしまうので、上に残したほうがよい。

【副委員長】

- ・最後に格調高く終わるはずが、課題解決で終わると何となく小さい。

【委員】

- ・課題解決については、上の段でやはりおさめたほうがよい。「課題解決のためには、様々な取り組みが必要です。」とすればよいのではないか。

【委員長】

- ・それでどうだろう。そして、「よって、ここに、すべての人々が性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、男女平等社会の実現を目指してこの条例を制定します」。

【副委員長】

- ・よいのではないか。

【委員】

- ・1つだけ気になるのは、4段落目の「しかしながら」のところに、「生きがいや活力ある社会の構築を阻害する」とあり、生きがいや活力ある社会の構築が最終目標のように書かれている。そして、最後の「よって、ここに」で、この文言を受けていない点が気になる。「生きがいや活力ある社会の構築を阻害する」という言葉自体は適切だと考えるが、この言葉が男女平等社会のゴールのような言葉として登場している。このような文言でもよいのか。

【委員】

- ・「生きがいや」というところに対しては、「暮らし続ける」という言葉で受けている。「暮らせる」ではなく、「暮らし続けられる」という言葉を入れたかった。

【委員長】

- ・持続可能性か。

【委員】

- ・武蔵野市では、生涯を通じて男女平等の視点が守られているから、暮らし続けることができるのだということをキーワードにしたかった。しかし、今の話からすると、削除してもよいかと考えるが、そこだけは一言、そのような気持ちがあった。

【委員長】

- ・暮らし続けられるということは、ここに生き続ける、武蔵野市で生き続ける、生活し続けるという意味だろう。

【委員】

- ・武蔵野市というところは、途中でどこかに移り住まなくても、男女平等などに関してとても住みやすいまちであり、生き生きと暮らし続けられるということを強調したいという思いがあった。しかし、今の文章全体の格調や流れからすると、ないほうがくどくないかもしれない。

【委員】

- ・「生き生きと暮らし続けられる」を入れるということであれば、例えば、「一人ひとりの違いや

多様な生き方を尊重し、生き生きと暮らし続けられる社会を次世代につなぐために」など、入れる余地があるのではないか。

【委員】

- ・「暮らし続けられる」ということは、「次世代につなぐ」という言葉のなかに、そのような意味が含まれているということであればよいのではないか。ないほうがすっきりと伝わりそうだ。

【委員長】

- ・いかがか。「生き方や働き方の多様化が進む現代社会においては、生きがいや活力ある社会を阻害する要因となりうるので、解決のためには男女平等を推進するための様々な取組みが必要で。よって、ここに、すべての人が性別等にかかわらず、個性と能力を發揮し、一人ひとりの違いや多様な生き方を尊重し、次世代につなぐために男女平等社会の実現を目指し、この条例を制定します。」ではどうか。

【委員】

- ・最後のところのつながりがしっくりこない。「一人ひとりの違いや多様な生き方を尊重する男女平等社会の実現を目指し、そして、それを次世代につなぐために」としてはどうか。

【委員】

- ・「尊重する男女平等社会を実現し」ではないか。次世代につなぐということにするなら、目指してつなぐのはおかしいので、実現したものをつなぐ。

【副委員長】

- ・論理的にそのほうが正しい。

【委員長】

- ・「実現し、それを次世代につなぐために、この条例を制定します」とすれば、この「次世代につなぐ」というのが生きてくる。

【副委員長】

- ・最後の段落はそれでいいとして、女性が政策や方針決定機関に参画する機会が多いとはいえないことをどう入れるかという問題がある。格差について記述したほうがよいということになったわけだが、どのような格差かといったところに入れるか。

【委員長】

- ・確かにここに入ってくる。

【副委員長】

- ・参画する機会や経済的な格差、それから教育も入れたらどうか。そのような格差などの様々な課題が残されていると。政治、経済、教育と網羅して、格差が生きてくるのではないか。

【委員】

- ・よいのではないか。

【委員長】

- ・政策決定過程への参画、経済的、及び教育的格差の問題等としてはどうか。

【副委員長】

- ・やはり参画の格差や経済的格差が何によって引き起こされているかという、その一つに教育の格差というものがあるから、全部入れておいたほうが、何を問題にしているのかが見えやすい。

【委員長】

- ・格差を1つで因数分解するのではなく、全部に入れると、政策決定過程への参画機会の格差、経済的な格差、教育的格差と、格差ばかりでうるさい感じになるが。

【委員】

- ・「教育や政策決定過程への参画機会における格差、経済的格差」など、おそらく2つぐらいに分けないとどうにもまとまらない。

【委員】

- ・何かここだけとても細かい感じがするので、例えば、「政治、経済及び教育における格差」としてはどうか。わかりづらいか。

【委員】

- ・少々わかりづらい。

【副委員長】

- ・政治の格差とは何かということになる。

【委員長】

- ・政治とは限らないから、政策決定過程への参画機会の格差になるか。

【委員】

- ・政策決定過程における格差ではわからないか。ほかのものと取り違えられることはあまりないような気がするが。

【委員】

- ・それでもわかるが、やはりそこに「参画」という言葉が入っていたほうが、読んだ人にはピンとくるだろう。政治、経済、教育というような書き方でなければ、「参画」を入れたほうがよい。

【副委員長】

- ・今、ジェンダーギャップ指数を思い浮かべたのだが、そうすると、健康も必要ではないか。この指数では格差を4つの指標で見ている。

【委員長】

- ・GGIにならい健康を入れたくはある。最初に長目の政策決定過程参画を持ってくるか。

【副委員長】

- ・通常は政治、経済、教育の順番ではないか。いきなり教育という言葉には違和感がある。

【委員】

- ・そうすると、政治参画、経済、教育における格差になるか。

【副委員長】

- ・健康を入れたほうがよいのではないか。

【委員長】

- ・政治参画、経済、教育、健康における格差の問題等とするか。

【担当部長】

- ・いろいろな意見が出てきているが、市民レベルなので、あまり政治や経済というよりも、現状に近いほうがわかりやすく、政策の決定過程としたほうがよいのではないか。

【委員長】

- ・政治参画というと、どうしても政治的なものと捉えられるかもしれない。長くなるが、政策決定過程への参画機会だろう。政策決定過程への参画機会や経済的格差としてはどうか。

【委員】

- ・「政策決定」の後の「過程」がなくても通じるのではないか。

【委員長】

- ・「政策決定への参画機会」か。「政策決定への参画機会や経済的格差」、それから「教育や健康の格差の問題等、多くの課題が残されています」とすれば、一応4つ入る。しかし、「教育や健康の格差等」ではわからないか。

【委員】

- ・政策決定への参画機会の格差、経済的格差等、あえて挙げるなら、その2つではないかとの気もするが、いかがか。教育における格差は、例えば高校や大学教育を受けているかどうかという点で、男女間で大きな格差があるのか。

【副委員長】

- ・ある。

【委員長】

- ・OECDでは日本の女性の大学進学率が低い。

【副委員長】

- ・特に貧困層になると、それが顕著に出てくる。

【委員】

- ・健康という言葉を入れると非常にわかりにくくなる。教育までで抑えたほうがよい。

【委員長】

- ・教育の格差はわかるが、健康は外すか。

【担当部長】

- ・健康の格差とは何か、説明しづらいところがある。

【副委員長】

- ・女性のほうが、病院へのアクセス数が少ない。GGIでは42位であり、決して高くはない。

【委員】

- ・大きな方向性はそれでいいとして、ひとまず、今決めたものでつくってみて、あとはメールでのやりとりをするということでしょうか。

【委員長】

- ・政策決定への参画機会や経済的格差、教育の格差までは入れられるだろうと。そして、「～の格差等、多くの課題が残されています」としてみよう。では先に進む。用語の定義についてはいかがか。

【委員】

- ・事業者等の定義は、「営利、非営利を問わず」でよいかと思う。「ならびに」は、条文の場合は通常、漢字になる。それから、直接差別については、「性別等を理由とする不合理な取扱い」としないと、性別以外が入ってこないのので、「等」を入れる。(6)の「特定の人など」の「など」は、漢字にすべきである。それから、性に関するハラスメントは、「相手の意思に反した性的な発言や行動」が一くくりで、「妊娠等に関する発言や行動」が一くくりなので、「及び」ではなく「又は」ではないか。

【委員】

- ・そのとおりである。

【委員】

- ・それから、「又は」の後は、「相手や周囲の者に対し」とすべきである。

【委員】

- ・そうだとすると、その前の「尊厳を傷つけ」なども、「周囲の者の」にしなければいけない。

【委員】

- ・そのとおり。あと、特別な配慮を必要とする人は女性でなくてはいけないのか。

【委員】

- ・違う。

【委員】

- ・そうであれば、頭に「性別に起因した困難を抱える人」と出しているのに、後ろにも「女性であることで」とついているので、かぶってしまっている。女性であることだけでなく、性別等に起因した困難を抱える人であることが大前提であり、プラス別の困難を抱えているということ定義すべきだろう。

【副委員長】

- ・女性であるということが、性別等に起因する困難を抱えているということである。

【委員長】

- ・だから、「性別等に起因して困難を抱える人に加えて」なのだろう。

【副委員長】

- ・おそらく、セクシュアルマイノリティを想起していたという気がする。

【委員長】

- ・でも女性であることも起因している。

【委員】

- ・「性別等に起因した困難を抱えることに加えて、貧困、外国人であること、又は障害者であることなどで複合的に困難な状況に置かれている人」という整理でよいのではないか。

【副委員長】

・ひとり親なども入れたほうが良いといった議論があったと思うが。

【委員長】

・あった。

【副委員長】

・第三次男女共同参画計画に入っている、ひとり親や高齢者も入れるべきではないか。

【委員長】

・欲しいところではある。

【副委員長】

・貧困であること、外国人であること、障害者、高齢者、ひとり親家庭となるか。

【委員】

・ひとり親家庭とは人の状況である。

【委員】

・計画では、ひとり親家庭等の支援と、高齢者、障害者の方への支援である。それから、性同一性障害のある人は、性的なことに起因するのですでに含まれている。

【委員】

・貧困、外国人、障害者又は高齢者ではどうか。

【副委員長】

・障害者という言い方がひっかかる。障害があることなど。

【委員長】

・性別等に起因した困難を抱えることに加えて、貧困、外国人、障害を有する人、高齢者、ひとり親家庭となるか。

【委員】

・くくるのが難しい。

【委員】

・外国人は最後にもってきて、「であること」としてはどうか。

【委員】

・方向性としては、「性別等」ということがあり、加えてそれ以外の要素の中のものが組み合わさるということで、一度つくってみることにして次に進みたい。次は、性と生殖に関する健康と権利である。

【副委員長】

・前回の委員会での議論では、定義で詳細を記述し、個別の施策のところでのその実現を支援するといった形にするのがよいとのことだった。

【委員】

・施策として、「性と生殖に関する健康と権利を推進すること」という形でここに入っていれば、定義した言葉そのものを使うことになるので意味があるのだが、今のままではどちらにもまたがっている状態である。

【副委員長】

・前回の話では、市の基本計画に入っている、「人間等の生殖システム、その機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、～」のリプロダクティブ・ヘルスと、「すべてのカップルと個人が～」のリプロダクティブ・ライツを定義し、そして、個別の施策のところでは、それらを実現することに努めようという感じにするとのことだった。なので、今回提案された定義は、あまりに切って貼った形になっている。

【委員長】

・そのとおりである。定義プラス施策で使おうということで、施策のほうに啓発と配慮と支援を入れようということであった。

【副委員長】

・リプロはいろいろな問題含みがあるが、カイロ国際人口開発会議の行動計画から持ってくるのが一般的である。武蔵野市の計画にある定義もここから持ってきている。ただし、とても抽象

的な感じがする。逆に具体的に書くととても長くなってしまふことになるが、長いだけの意味はある。

【委員長】

- ・今日提案された定義はどうか。

【副委員長】

- ・これでは、かなり後退している。健康維持と決定する権利のことしか書いていない。まだ以前のほうがよかった。定義は、長い文章を入れられるからこそ定義に持ってくるべきである。せめて市の計画にあるものは入れるべきだと考える。そして、このようなものの啓蒙、支援、配慮に努め、具体的に何をするとということを書くべきである。

【委員長】

- ・個別の施策はもう一度後で見るとして、定義をどうするか。

【副委員長】

- ・計画への記述も、難しかったので引用したのだと思うが、やはりそれには理由があるのだと思う。具体的にどのようなことを定義するかというと、生殖能力を持つ、子供を持つ持たない、何人持つかも自由であるということ。そして、避妊についての情報やサービス、性教育なども入れたほうがよい。

【委員長】

- ・簡単ではないが決めなくてはならない。委員長、副委員長でどこかで決断をしないといけない。

【委員】

- ・市民案では、施策に関しては、「必要な支援を行うものとします」としている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツを定義し、それに関して必要な支援を行うとしてはどうか。

【副委員長】

- ・問題となっているのは、2つめの文章であり、具体的には、母性保護や生涯通じて健康保持、増進するような支援をするといったことを書いておいたほうがよいのではないかと。リプロは大事である、で終わらないで、どのような施策が必要とされているのかといったものが見えるような形である。

【委員】

- ・市民案で集約された3行を引用する方法もあると思うが。

【副委員長】

- ・しかし、それでは、「女性は妊娠および出産」というところがひっかかる。そこは多摩市の条文から引いていると思うが、我々の条文は、女性ではなく性別等で受けている以上、やはり妊娠及び出産をする可能性としない可能性、そういうところに配慮しないといけない。

【委員】

- ・しない可能性は、上の文章の自己決定のほうに入るのではないかと。

【副委員長】

- ・例えば不妊は、自ら決定して不妊になるわけではない。もちろん、産みたくないという決定はできるが、産みたくないと思っても子供ができてしまうこともあり、自己決定というものになじまない。自分の意思が尊重されなければいけないのだが、それだけにはなじまない領域だから、どう表現していいのかというところがある。しかし、特にこれから必要などころである。

【委員】

- ・下の段は、そうは言ってもする可能性があるので、母性保護をしましょうという話かと理解していた。

【副委員長】

- ・そのとおりだが、女性のことしか書いてないので、女性も男性ももちろん生殖する人体であるということと、産む産まないを含めて、支援しましょうということが書けるといいなと思っっている。しかし、どのように書けばいいのか。

【委員長】

- ・どうするか。ここを再度ペンディングにしておく、残りの課題は何か。

【事務局】

- ・特別な配慮を要する人のところがある。

【委員長】

- ・大きいのはその二つか。

【委員】

- ・別の文言的なところになるが、苦情処理委員のところを「設置します」に変え、ほかとの文言に合わせる。また、4つ目の「苦情処理に関して必要があると認めるときは、苦情処理にあたるものとします。」の、「苦情処理に関して」を削除した方がよい。

【委員長】

- ・結構である。もう一押し、リプロの定義と施策をどう持ってくるか。

【副委員長】

- ・要するに、「女性は妊娠および出産する可能性がある」というところをリプロダクティブ・ライツで定義した上で、このようなことを理解し支援しますと。そして、生涯を通じて健康保持、増進できるよう必要な支援を行うというような形が順当であると思う。ただし、そうするとリプロダクティブ・ヘルスが落ちる。

【委員長】

- ・落ちるかもしれない。

【副委員長】

- ・市は、リプロダクティブ・ライツの実現に配慮し、そして、リプロダクティブ・ヘルスを増進するために、生涯を通じて保持、増進できるよう支援するというような形になるか。健康と権利の順番を変え、ライツ、ヘルスの順になる。そうすれば、長々と書かず、もとの意味を尊重できると思うが、それでよろしいか。

【委員長】

- ・ライツの次にヘルスで、流れとしてはわかりやすい。

【委員】

- ・もともと、このリプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツは一文でまとめるようなことではないのか。

【副委員長】

- ・そのとおりである。

【委員長】

- ・もともとアンドであるから、2つに分けてきちんと説明したほうがよい。

【副委員長】

- ・では、用語のところをライツとヘルスを、武蔵野市の計画の定義と同様に定義し、そして施策のところ、「市は、リプロダクティブ・ライツに十分配慮するとともに、リプロダクティブ・ヘルスの実現のため、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスの保持、増進に対して必要な支援を行う」というような形にすればよいか。

【委員長】

- ・そのような感じでよいのではないか。

【委員】

- ・おそらく、大枠で大丈夫そうである。

【委員長】

- ・大枠でそのような感じか。これで、定義がと施策が両方生きる。さきほどの性教育は入れるか。

【副委員長】

- ・入れたほうがよい。

【委員長】

- ・盛り込みたいが、大変ではある。

【副委員長】

- ・条例が通りにくくなるなど、副次的な作用もあるかもしれないので、リプロダクティブ・ヘルス/ライツのところで別途解説するという方法もある。

【委員】

- ・必要な支援は、具体的に入れないとわからないのではないか。

【委員長】

- ・そういう意味では性教育はやはり欲しいところである。

【副委員長】

- ・今、ティーンエイジャーの妊娠がアメリカではとてもクローズアップされている。本人が困難を抱える場合があり、病気の問題もある。教育にとってもシフトしている条例でもある。

【委員】

- ・入れたい。

【副委員長】

- ・性教育よりも、性に関する啓蒙や教育としてはどうか。

【委員長】

- ・「性に関する教育、学習等」にすれば、読者にもわかるかもしれない。

【副委員長】

- ・「性に関する適切な自己決定ができるよう、性に関する教育を含む啓発、支援、配慮」とするか。

【委員長】

- ・「啓発、支援、配慮を行うものとします」、でどうか。
- ・さて、他にはいかがか。

【委員】

- ・用語の定義の性に関するハラスメントのところで、「周囲の者を不快にさせ」とあるが、「周囲の者に対し」とすれば、全体が通るかと思う。

【委員長】

- ・「に対し、不快にさせ」「に対し、尊厳を傷つけ」の表現はおかしくないか。

【委員】

- ・「に対し、尊厳を傷つけ」、「不利益を与え」と「脅威を与える」は大丈夫だが、「不快にさせ」が繋がらない。しかし、これほど並べる必要があるのか。相手の意思に反する発言や行動の内容はわかるのだが、結果として不快だけではだめなのか。

【副委員長】

- ・ハラスメントの本来の定義を調べると、「他者に対する発言・行動が、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します」となっている。

【委員長】

- ・そこから来ている。

【委員】

- ・同じところで、「相手の意に反した」と頭にあるが、相手の意に反した性的な発言や行動は既に不快なので、この枕言葉は要らないのではないか。

【委員】

- ・セクハラは法的に相手の意思に反しているかどうかがとても大事なところである。

【委員長】

- ・それで入れたのだろう。では、ハラスメントと特別な配慮を要する人はもう一度持ち帰り検討することにする。ほかはいかがか。

【副委員長】

- ・特別な配慮が必要な人という形でくり出しているのは、いかがかなと考える。はじめは、特に困難な状況にある人に対する配慮となっていた。そのほうがよいのではないか。特に困難な状況にある人を定義して、そのような人たちに特別な配慮が必要であるとしてはどうか。

【委員長】

- ・ここは、市の計画に使われている言葉を持ってきているが、確かに、「特に困難な状況にある人」としたほうがいいかもしれない。

【副委員長】

- ・そのほうが中立的である。

【委員長】

- ・定義を直すとする、基本理念も変える必要があるが、直す方向でいきたい。
- ・ほかはいかがか。まだ具体的に決まらない箇所もあるが、本日の議論を踏まえたものを文案にしてみて、今後はメールで委員間でやりとりすることとしたい。その後、まとめて完成させた上で、委員長と副委員長が市長に提出するという方向にしたい。
- ・では、以上をもって本日の委員会を終了する。

— 了 —